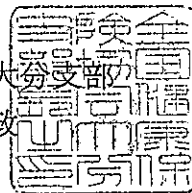


協大分支部発第 220526-02 号
令和 4 年 5 月 26 日

大分県社会保険労務士会
会長 埴 貴夫 様

全国健康保険協会大分支部
支部長 中村 光政



資格喪失届および被扶養者異動届（認定解除）への
被保険者証添付および被保険者証早期返却のお願いについて

日頃より、全国健康保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は医療費適正化対策の一環として資格喪失後受診の防止に取り組んでおります。喪失後の無資格受診による返納金は毎年多数発生しており、令和 3 年度の返納金発生額は約 2700 万円となっています。

このため、無資格受診発生防止対策として被保険者証の早期回収に力を入れて取り組んでいるところですが、依然として資格喪失届および被扶養者異動届（認定解除）に被保険者証が添付されていない、また電子申請による届については、返却に日数を要しているなどのケースが多発している状況です。

資格喪失届等に被保険者証が添付されていない、また返却が遅い場合（資格喪失届等の処理日から 7 営業日までに回収登録がされていない場合）などは被保険者本人様あてに保険証返却の督促文書を送付しています。

貴会に対しても昨年 7 月に保険証の早期回収についてお願いさせていただき、貴会員への周知等ご協力いただいたところです。

つきましては、改めて貴会員の皆様に次の 3 点についてご周知いただきますようお願い申し上げます。

1. 資格喪失届または被扶養者異動届（認定解除）をご提出の際は被保険者証の添付をお願いいたします。
2. 電子申請にて申請いただいた際は、速やかに被保険者証を返却（返却保留しない）していただくようお願いいたします。
3. 被保険者証紛失または破棄による回収不能時の「健康保険被保険者証回収不能届」の添付をお願いいたします。（電話番号記載についてもご協力お願いします）